

子育て支援センター 催し



詳細はこちらから▶



時間	行事名 (内容)	日時【会場】 ※申込開始日時、参加料
1	サンデーパパ(ホールで思い切りからだを動かして遊ぼう)	2月9日(日)10時~11時30分、13時~15時30分 【子育て支援センターえにわ】 ※申込不要
3	えだまめくらぶ	2月12日(水)9時30分~11時30分 【子育て支援センターはくよう】 ※申込不要
5	親子で遊ぼう(うれしい楽しいひなまつり)	2月26日(水)10時~11時【子育て支援センターはくよう】 ※申込開始日時2月12日(水)9時~
7	リラックス・リフレッシュ! リラママ(ヒンメリ作り)	2月21日(金)9時45分~11時30分【子育て支援センターしままつ】 ※申込開始日時2月7日(金)9時~、参加料300円(材料費別途)
9	ミニミニえほんのひろば(絵本の読み聞かせと手遊び)	2月13日(水)11時~11時15分【子育て支援センターこがね】 ※申込不要
11	HAPPY☆マッピー☆リフレッシュ!(体と心を整えるヨガ)	2月28日(金)10時15分~11時30分 ※受付10時~【子育て支援センターこがね】 ※申込開始日時2月13日(水)13時~、参加料300円
13	大型ブロックで遊ぼう	2月19日(水)10時~11時30分【子育て支援センターめぐみの】 ※申込不要
15	スポーツ練習場の日(大型遊具で遊べます)	2月7日(金)10時~11時30分【子育て支援センターかしわ】 ※申込不要
2	つかのま(COFFEEいかがでしょう)	2月9日(日)10時~11時【子育て支援センターえにわ】 ※申込受付中、参加料300円(お菓子代別途)
4	子育てセミナー	2月19日(水)10時~11時【子育て支援センターはくよう】 ※申込開始日時2月5日(水)9時~
6	ハッピーデー♪ 毎日が誕生日(「お誕生日」をお祝い)	恵庭、島松、柏陽の各子育て支援センター開設日 ※希望する支援センターへ電話で申し込み ※誕生月の前月に申し込みください
8	ゆりかご会の絵本の読み聞かせ(絵本の読み聞かせと手遊び)	2月25日(水)子育てひろば時間内【子育て支援センターしままつ】 ※申込不要
10	元気いっぱいホールの日(ホールならではの遊具遊び)	2月26日(水)9時30分~11時15分【子育て支援センターこがね】 ※申込不要
12	ちびっ子アスレチックの日(大型遊具で遊べます)	2月14日(金)10時~11時30分【子育て支援センターめぐみの】 ※申込不要
14	ひなまつりを楽しもう	3月3日(月)10時~11時30分【子育て支援センターめぐみの】 ※申込開始日時2月17日(月)9時30分~、参加料200円
16	にじもり(もりCafe)	2月12日(水)10時~11時30分【子育て支援センターかしわ】 ※申込受付中、参加料300円(お菓子代)

【問合せ・申込先】

1~2 ▶ 子育て支援センターえにわ ☎ 080-8295-6547	3~6 ▶ 子育て支援センターはくよう ☎ 33-0037
7~8 ▶ 子育て支援センターしままつ ☎ 080-8297-5101	9~11 ▶ 子育て支援センターこがね ☎ 080-8296-1308
12~14 ▶ 子育て支援センターめぐみの ☎ 37-6020	15~16 ▶ 子育て支援センターかしわ ☎ 080-8292-2709

暮らしのお知

はなふるスノーフェスタ2025

日時 2月15日(土)10時~15時
会場 花の拠点 はなふる

今年のスノーフェスタは、雪中宝探し・スノーラフティング・キッチンカーフェス・スノーライダー・自衛隊ブースなど、子どもから大人まで楽しめるイベントが盛りだくさん！
ぜひ、友達や家族、皆さんではなふるへお越しください！

問合せ先 ガーデンシティ恵庭 ☎ 29-6721



「低所得世帯（生活）支援給付金」の案内

物価高騰の状況を鑑み、低所得世帯に対する経済的支援のための給付事業を実施します。

対象世帯

令和6年12月13日（基準日）時点で恵庭市に住民登録があり、下記のいずれかに該当する世帯

- (1) 住民税非課税世帯
- (2) 住民税均等割のみ課税世帯
- (3) 住民税所得割が1万円未満世帯

ただし、「令和6年1月2日以降に国外から転入してきた者がいる世帯」など支給対象外となる要件があるため、詳しくは下記まで問い合わせ、または、市ホームページで確認ください

支給額

- ・対象世帯(1)に該当する世帯：1世帯あたり4万円(国低所得世帯支援分3万円+恵庭市独自支援分1万円)
※なお、令和6年度に恵庭市の実施する高齢者世帯等冬の生活支援事業の対象となっている世帯は、市独自支援分(1万円)については対象外となります。また、基準日時点で同一世帯である18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の子ども1人あたり2万円を加算して給付します
- ・対象世帯(2)に該当する世帯：1世帯あたり2万円(恵庭市独自支援分)
- ・対象世帯(3)に該当する世帯：1世帯あたり1万円(恵庭市独自支援分)

案内文送付時期

令和7年2月中旬頃に発送を予定。ただし、世帯内に令和6年1月2日以降の転入者がいる世帯には発送が遅れる可能性があります

申請期限

令和7年3月31日(月)(当日消印有効)

【申請が不要な世帯】

市から案内文が届き、以下のどちらかに該当する世帯は、申請手続きは不要です。振込完了までお待ちください。

- ①令和5年度以降に実施された非課税世帯等への給付金を受領しており、恵庭市で口座情報を把握できている世帯
 - ②公金受取口座の登録がある世帯
- ※ただし、案内文に記載してある事項に変更を要する場合は、別途申請が必要となります

【申請が必要な世帯】

- ・上記に該当せず、恵庭市で口座情報が確認できない世帯
 - ・令和6年1月2日以降に恵庭市に転入しており、恵庭市で課税状況が把握できない世帯
- ※申請書は、市ホームページからダウンロード、または下記まで問い合わせください

問合せ先

福祉課 低所得世帯（生活）支援給付金担当 (☎ 0123-33-3131 内線 2931、2932、2933)
2月10日(月)～4月11日(金)の期間外は (☎ 0123-33-3131 内線 1211)